

令和6年度 岐阜県立郡上高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日交付、平成25年9月28日その後平成28年5月28日改正交付、施行された「いじめ防止対策推進法」第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶまねをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・不正アクセス等の情報モラル違反行為、犯罪行為等をされ、個人情報流失、拡散される。

(3) 学校姿勢

- ・いじめは決して許されない人権侵害であることを全職員が認識し、いじめの事実が見られるときは毅然とした態度ですばやく問題解決にあたり、生徒が安心して過ごせる学校環境をつくる。
- ・学校教育全体を通じ、思いやりの精神や互いの人格を尊重し合う好ましい人間関係を育成し、いじめや差別を許さない生徒を育てる。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(4) いじめの解消

- ・いじめに係る行為が止んでいること。いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ・被害生徒と保護者に対し、被害生徒が心身の苦痛を感じてないかどうかを面談等により確認する。事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。
- ・学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感や自己肯定感を育めるように努める。
- (2) 「ひびきあいの活動」を、生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。
- (3) 子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、教育相談の充実に努める。
- (4) 地域社会、医療機関等と連携を深め、啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。
- (5) 「いじめは絶対に許されない」という意識を徹底するため、人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動、研修等を充実する。
- (6) 情報モラルに関する取組を推進する。インターネットの適切な利用に関する意識を高めるための啓発活動に取り組む。
- (7) MSリーダーズ活動、非行防止啓発活動、交通安全啓発活動、地域ボランティア活動等を推進し、高校生の規範意識高揚に取り組む。
- (8) いじめを未然に防ぐ、人として許されない行為、という意識を醸成する為、過去の事例から学び、生徒に還元できるような取組を実施していく。
- (9) 職員連絡用アプリ「マイクロソフト【teams】」を利用し、気になる生徒の授業状況や学校生活での様子を随時記録更新し、常時情報共有を図っていく。

3 いじめ防止等の対策のための組織

[組織の名称]

岐阜県立郡上高等学校いじめ防止等対策検討会議（以下、「いじめ防止等対策検討会議」という。）

[構成員]

- (1) 学校関係者 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導副主事、年次主任、教育相談係（問題発生時には以上の他に関係学級担任、関係学科主任、関係部活動顧問等が加わる。）
- (2) 第三者委員 地域代表（PTA会長）、保護者代表（PTA副会長）、臨床心理士（SC）、弁護士、必要に応じて 精神科医等 を加える。

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を置く。
- ・年2回（7月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者からの意見を参考に見直しを図る。

4 いじめ早期発見のための対処

[各年次]

- ・毎週年次会で、いじめ防止会議（生徒の様子確認）を実施する。

[生徒指導部]

- (1) 県の心のアンケート及びいじめアンケートを定期的（年7回）に行い生徒の間

題行動の予防、早期発見につなげる。また、得られた情報について職員間の共通理解を図る。

- (2) 生徒向けの講話などを実施して規範意識を高めるとともに、MSリーダーズや委員会活動を通して自己有用感や自己肯定感を育む。
- (3) 生徒との相談や諸検査を行い、生徒の抱える問題の早期発見に努める。また、得た情報について職員の共通理解を図る。
- (4) 職員研修会を実施することで、教育相談に関するスキルアップを図る。
- (5) 心に問題を抱える生徒の把握と相談活動の充実を図る。
- (6) 校内連携を密にとり、心の問題を抱える生徒の早期発見に努める。

[保健厚生部]

- (1) 定期健康診断事前指導の徹底と迅速な事後指導を進める。
- (2) 長期休業前の個別健康相談を充実させる。

[教務部]

- (1) 生徒個々の基礎学力の定着と応用力の伸長を目指すため、習熟度別授業や少人数学習、事前学習や補充等をきめ細かく実施する。
- (2) 生徒の欠席・遅刻・早退の状況を把握し、早期に適切な指導を行う。

[進路指導部]

- (1) 生徒個々の希望進路実現のため、早期から適切な進路情報を提供し、進路意識の向上を図る。
- (2) テストや模試、諸調査の結果から生徒の適性を多角的に分析し、その情報を職員間で共有する。

[特別活動部]

- (1) 学校行事、部活動、ボランティア活動等の特別活動に積極的に参加し、学校の内外で良好な人間関係が築けるように指導する。

[渉外部]

- (1) 保護者と学校が協力しながら、諸活動を通じて親子の触れ合いと学校理解を深め、生徒の健全育成に努める。

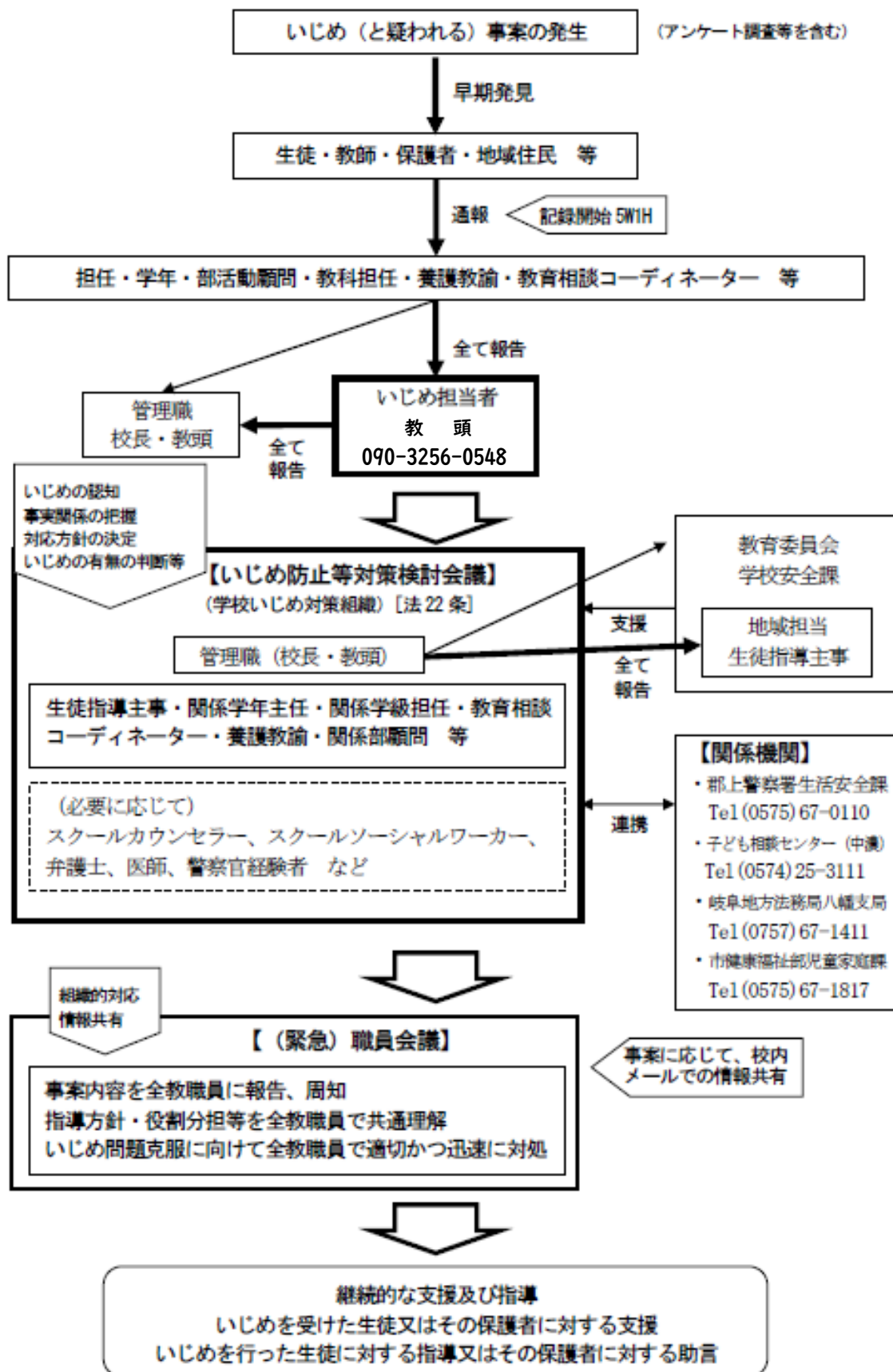
5 いじめ防止プログラム

| 月 | 行 事 | 目 的 | 取 組 内 容 |
|---|--|--|--|
| 4 | 始業式、入学式 1年生情報モラルに関する講話 春期教育相談（二者懇談） 心理検査(5月から移動) 人権教育推進委員会 年次会、職員会議 全学年情報モラル防犯講話 | いじめ未然防止の理念の周知 情報モラルマナーの意識向上 クラス生徒との人間関係、生徒 の変化等の早期発見と心の悩 み等の早期相談（自殺予防） 生徒の特徴の把握 人権教育推進のための周知 生徒情報についての共有 情報モラルマナーの意識向上 | 本校いじめ防止基本方針の説明 外部専門家（警察等）による講話 生徒の状況把握、個人面談、SC対応 等専門家との連携 クレペリン検査 人権教育について年間計画の検討 生徒に関する情報交換、共通理解 外部専門家（警察等）による講話 |
| 5 | 第1回心のアンケート 年次会、職員会議 | 心の不安や悩みの相談 生徒情報についての情報共有 | 個別面談、SC対応 生徒に関する情報交換、共通理解 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 6 | 第1回いじめアンケート 第1回学校運営協議会 年次会、職員会議 | いじめの予防、早期発見 家庭や地域との連携協力 生徒情報についての情報共有 | 生徒の状況把握（すぐる調査） 学校教育活動の年間計画検討 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 7 | 三者懇談 第1回いじめ防止等対策検討会議 (8月から移動) 第1回いじめアンケート調査報告 年次会、職員会議 | 保護者からの相談等の把握 いじめの未然防止と対応の確認及び現在の状況 いじめアンケート調査報告 生徒情報についての情報共有 | 家庭生活の把握、学校生活の報告 外部専門家・保護者・地域住民との 連携、いじめ未然防止の検討 県へのいじめ調査報告 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 8 | 秋期教育相談（二者懇談、9月 から移動） | 生徒の変化等の早期発見と心の 悩み等の早期相談（自殺予防） | 生徒の状況把握、個人面談、SC対応 等専門家との連携 |
| 9 | 第2回心のアンケート 年次会、職員会議 | 心の不安や悩みの相談 生徒情報についての情報共有 | 個別面談、SC 対応 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 10 | 第2回いじめアンケート 第2回学校運営協議会 年次会、職員会議 | いじめの予防、早期発見 家庭や地域との連携協力 生徒情報についての情報共有 | 生徒の状況把握（すぐる調査） スクールポリシーについて 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 11 | 第3回心のアンケート 全校統一人権教育講話 職員教育相談研修会 年次会、職員会議 | 心の不安や悩みの相談 人権感覚を高める 職員の資質向上 生徒情報についての情報共有 | 個別面談、SC 対応 人権についての研修（教員・生徒） 教育相談研修 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 12 | 人権に関する全校統一LHR 三者懇談 第2回いじめアンケート調査報告 年次会、職員会議 | 人権問題を考える機会 保護者からの相談等の把握 いじめアンケート調査報告 生徒情報についての情報共有 | 人権に関するLHR 家庭生活の把握、学校生活の報告 県へのいじめ調査報告 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 1 | 第3回いじめアンケート 年次会、職員会議 | いじめの予防、早期発見 生徒情報についての情報共有 | 生徒の状況把握（すぐる調査） 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 2 | 第4回心のアンケート 第3回学校運営協議会 第2回いじめ防止等対策検討会議 年次会、職員会議 | 心の不安や悩みの相談 家庭や地域との連携協力 いじめ防止等対策の反省と見直し、来 年度いじめ防止基本方針の決定 生徒情報についての情報共有 | 個別面談、SC 対応 学校教育活動の年間取組の検証 いじめ防止の年間取組の検証、来年度いじめ 防止基本方針の確認 生徒に関する情報交換、共通理解 |
| 3 | 第3回いじめアンケート調査報告 合格者説明会 年次会、職員会議 | いじめアンケート調査報告 生徒指導上の問題や虐待の問題に 関する法規及び学校による通知等 の対応について説明 生徒情報についての情報共有 | 県へのいじめ調査報告 警察、子ども相談センター等への通 知に関する説明 生徒に関する情報交換、共通理解 |

いじめ対応フロー図

郡上高等学校



6 いじめ事案への対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[組織対応]

- ・学校の教職員は速やかに、いじめ防止等対策検討会議にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・いじめ防止等対策検討会議の学校関係者中心に対応する。
- ・必要に応じていじめ防止等対策検討会議の第三者委員にも加わってもらう。

[対応の流れ]

- ・いじめ問題発生・発見・学年会（いじめ防止対策会議）
 - ・被害者、加害者の事実関係の把握
(生徒指導部中心)
 - ・いじめとして対処するかどうかの判断
(いじめ防止等対策検討会議の学校関係者)
 - ・いじめに該当（認知） いじめに非該当（認知）
 - ・経過観察
 - ・被害生徒のケア、保護者への事実説明、支援
 - ・加害生徒への指導、保護者への事実説明、助言
 - ・関係クラス生徒等へのケア
 - ・地域担当生徒指導主事への報告
 - ・県教育委員会、第三者委員へ連絡、経過説明
 - ・経過の見守り
 - ・県教育委員会、第三者・委員への報告書作成
-

(2) 重大事態が生じたときの対応

[組織対応]

- ・いじめ防止等対策検討会議（学校関係者と第三者委員）で対応する。
- ・必要に応じて弁護士、精神科医、臨床心理士等を加える。
- ・県教育委員会と連絡を取りながら対応する。
- ・所轄警察署へ連絡をし、適切な援助を求める。

[対応の流れ]

- ・いじめ問題発生・発見・学年会（いじめ防止対策会議）
 - ・被害者、加害者の事実関係の把握
(生徒指導部中心)
 - ・いじめ防止等対策検討会議で報告
 - ・県教育委員会、地域担当生徒指導主事へ報告（詳しい調査等について判断を仰ぐ）
 - ・警察署へ連絡（適切な援助を求める）
-

[学校が行う調査についての注意事項]

- ・県教育委員会と連携を取り指示を仰ぎながら行い、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な

事実関係を速やかに調査し、可能な限り明らかになるようにする。

- ・生徒への聞き取り調査やアンケートなどを実施するときは、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置を行う。
- ・生徒および関係者の個人情報に対し必要以上に配慮することで、事実関係の説明を怠ることがないようにする。
- ・学校にとって不都合なことがあっても隠すことなく、事態の解決にあたる。
- ・調査結果は県教育委員会に報告し、学校は県教育委員会の指導・支援を受けて、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報提供を行う。

7 情報等の取扱いについて

(1) いじめに関する資料の保管について

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等について

その扱いや活用方法について職員研修等を実施して生徒指導に積極的に活用する。

※以上の基本方針は、毎年見直して現状に合ったものを作成し更新している。

岐阜県立学校郡上高等学校いじめ防止等対策検討会議設置要綱

(設 置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条の規定に基づき、岐阜県立郡上高等学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関する措置を実効的に行うための組織として、岐阜県立郡上高等学校いじめ防止等対策検討会議（以下、「いじめ防止等対策検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 いじめ防止等対策検討会議は、次の事項を所掌する。

- 1 岐阜県立郡上高等学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関する意見交換及び連絡調整
- 2 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに係る情報があった際の、いじめに関する情報の迅速な共有を行うための緊急会議の開催
- 4 いじめに関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導及び支援体制・対応方針の決定や、保護者との連携等に関する意見交換及び連絡調整
- 5 その他いじめの防止等のために校長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 いじめ防止等対策検討会議の委員は、校長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、1年間とする。なお、再任を妨げない。

(構 成)

第4条 いじめ防止等対策検討会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 3 副委員長は、いじめ防止等対策検討会議の進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運 営)

第5条 第2条の各事項について、状況に応じて校長が招集する。なお、外部の委員を含めたいじめ防止等対策検討会議は、少なくとも年2回開催することとする。

- 2 校長は委員以外の者に対して、必要に応じていじめ防止等対策検討会議への出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 いじめ防止等対策検討会議の庶務は、学校において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、いじめ防止等対策検討会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期を終えた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止等対策検討会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。